

平成24年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成24年2月17日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | |
|-----------|---|---------|
| 市 | 長 | 北 村 新 司 |
| 教 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |
| 経 済 環 境 部 | 長 | 中 村 治 幸 |

+

建設部長	糸久博之
教育委員会教育次長	長谷川淳一
農業委員会事務局長	藤崎康雄
選挙管理委員会事務局長	小出聡一
監査委員事務局長	麻生和敏
財政課長	吉田一郎
介護保険課長	宮崎充
下水道課長	藏村隆雄
水道課長	醍醐文一
学校給食センター所長	石川孝夫
総務部参事(事)総務課長	小出聡一
厚生課長	石川良道
農政課長	加瀬芳之
建設部参事(事)道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	勝又寿雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	森田隆之
副主査	廣森孝江
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主査補	須賀澤勲

+

+

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成24年2月17日(金)午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
 - 議案第1号から議案第32号
 - 提案理由の説明
- 日程第4 休会の件

○議長（鯨井眞佐子君）

本日、平成24年3月第1回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、議案32件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、いまだ厳しい寒さが続いております。皆様方には、十分ご自愛の上、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成24年3月第1回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、2月8日までに受理した陳情2件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から11月から12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項の報告2件が、議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第164条第1項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届け出が、江澤会計管理者、石毛市民部参事よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、桜田秀雄議員、石井孝昭議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○中田眞司君

それでは、報告をいたします。

平成24年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月9日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

3月定例会に上程される案件は、議案32件であります。

次に、一般質問の通告が、代表質問が4人、個人質問が12人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月16日までの29日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛

同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から3月16日までの29日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

会期は29日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第32号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第32号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成24年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、条例の新規制定及び一部改正並びに廃止、一部事務組合の規約改正に関する協議、平成23年度各会計補正予算、平成24年度各会計予算の計32議案でございます。

議案の説明に先立ち、平成24年度の市政運営方針についてご説明申し上げます。

本市では、「八街市総合計画2005」を平成17年に策定し、将来都市像としての「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向け、現在、平成22年から平成26年までの第2次基本計画を推進しております。

近年の経済情勢は、平成20年のリーマンショック以降、世界的規模での景気低迷が続いており、いまだ回復の兆しすら見えない状況にあります。また、昨年3月に発生した東日本大震災により被災された地域への国を挙げての復旧・復興支援が続く中、東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏洩事故に対応するための経費の捻出など、本市のみならず日本国内の多くの自治体において、厳しい対応が強いられております。

このような状況の中、本市の平成24年度当初予算につきましても、歳入の約4割を占める市税収入において、3年に一度実施する土地・家屋の評価替えに伴う固定資産税の減などから対前年度比2億1千163万円、3.0パーセントの減を見込むなど、大変厳しい状況が続いております。

しかしながら、本年は市制施行20周年の節目の年に当たります。厳しい財政状況にある

ことから記念式典などの開催は控えたいと考えておりますが、市の花の制定やタイムカプセルの掘り起こしなど、まだ、案の段階ではありますが、平成24年度が市民の皆様にとって心に残る年になるよう、現在、準備を進めておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本市では、長引く景気低迷の中、いまだ立ち直る糸口すら見出せない日本国経済が及ぼす本市財政への影響等をかんがみ、さらに踏み込んだ事務事業の総点検が必要不可欠であると判断し、平成24年4月から新たに行財政改革推進室を企画課内に設け、取り組みを強化することといたしました。

また、迎える平成24年度の当初予算につきましては、現下の行政環境と厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を重点的、かつ効果的に配分する施策精選型の予算編成とし、無駄のない施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

まず、「便利で快適な街づくり」のための主な施策についてでございますが、昨年5月に念願でありました八街バイパスの一部区間が開通したことにより、市内で発生していた交通渋滞が若干ではありますが、緩和されたものと受け止めております。本バイパスの完成は、本市道路行政上の諸問題を解決するだけでなく、本市の今後の市街地形成にも影響する極めて重要な課題であることから、去る1月25日に森田知事と面会する機会をいただき、早期に全面開通が実現するよう直接お願いしてまいりましたが、今後も要望活動を継続してまいりたいと考えております。

また、平成25年春に供用開始が予定されております（仮称）酒々井インターチェンジにつきましても、大型商業施設の進出が計画されるなど、本市市民にとりましても利便性の向上、経済産業活動の活性化と、その効果は多大であると考えております。しかしながら、その反面、周辺地域におきましては、交通量の増加による渋滞発生も懸念される所であり、八街バイパスの早期完成とともに、住野十字路の右折レーン整備を含むインターチェンジ周辺の渋滞緩和対策につきましても、国・県に対し、強く働きかけていきたいと考えております。

また、このほかにも、「道路整備事業費」として、道路改良維持修繕工事に係る経費1億8千542万1千円を計上し、市内道路の破損箇所を改修するなど、歩行者や通行車両の安全確保に努めるとともに、榎戸駅東口の開設につきましても、現在、JR東日本千葉支社との協議を進めており、利用者の利便性の向上を図るため、できる限り早期に実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、「安全で安心な街づくり」のための主な施策についてでございますが、昨年3月、八街駅北口前に長年要望してまいりました駅前交番の設置が実現し、この交番が新設されたことにより、駅周辺地域におけるいたずらなどが減少したとの報告を受けております。

今後は、市民の皆様のさらなる安全・安心のため、現在の八街幹部交番から八街警察署に昇格していただくよう要望してまいりたいと考えております。

このほか、平成24年度の新規事業といたしまして、「住宅リフォーム補助事業」及び

「住宅耐震化促進事業」を新たに創設し、それぞれ300万円を計上したほか、より迅速、かつ的確な消防活動を推進するための経費として、「消防自動車搭載用受令機」及び「デジタル簡易型携帯無線機」の購入費1千501万2千円を計上いたしました。

また、現行の本市地域防災計画が、平成10年以降見直されないまま現在に至っていることから、昨年の東日本大震災の経験を踏まえた、より実情に即した地域防災計画を作成するための経費852万7千円を計上しております。

次に、「健康と思いやりにあふれる街づくり」のための主な施策についてでございますが、唯一、予防できるがんと言われております子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、これまで助成の対象を中学校1年生から3年生までとしておりましたが、平成24年度からは対象を高校1年生まで拡大し、接種費用の全額を助成してまいります。このほか、新規事業といたしまして、75歳以上の方を対象とした「高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成」178万円を、40歳から74歳までの方を対象とした「人間ドック助成事業」として400万円を計上したほか、1人で生活する高齢者が安心して生活できるよう、ご自宅を訪問する「ひとり暮らし高齢者等訪問業務」を開始いたします。

次に、「豊かな自然と共生する街づくり」のための主な施策についてでございますが、引き続き、家庭用小型合併処理浄化槽設置に対する補助事業を継続するほか、「道路排水施設整備事業費」として2千500万円、「流末排水施設整備事業費」として6千929万3千円を計上しており、市内各地域の排水施設の整備推進を図りたいと考えております。

また、新規事業といたしまして、八街駅の北側地域などの冠水対策として期待されます「大池第三雨水幹線整備工事」につきましては、平成24年度から27年度までの4カ年事業として実施を予定しておりますが、平成24年度につきましては当該年度の事業費分として5億8千240万円を計上いたしました。

次に、「心の豊かさを感じる街づくり」のための主な施策についてでございますが、かねてからの懸案でありました朝陽小学校校舎改築工事につきましては、平成25年度、26年度の2カ年事業として実施を予定しておりますが、平成24年度におきましては、工事に先がけ、実施設計業務、地質調査業務及び校舎耐力度調査業務など、合わせて6千569万8千円を計上いたしました。

このほか、「私立幼稚園就園奨励費補助事業」「特別支援教育支援員配置事業」などにつきましては、これまでと同様、実施してまいりたいと考えております。

最後に、「活気に満ちあふれる街づくり」のための主な施策についてでございますが、農産物などの生産地が自ら新たな生産販売戦略を構築・実行するとともに、高品質、かつ安定的な生産を図るために必要な機械や施設の導入を支援するための「輝け千葉県産地整備支援事業」を引き続き実施するとともに、新規事業といたしまして、耕作放棄地の解消を図るための「農用地利用集積円滑化事業費」として、奨励金100万円を計上いたしました。

以上、平成24年度の市政運営にあたりましては、八街市の置かれている現状を十分認識した上で、特に、高齢者の方たちを大切に作る街、誰もが住んでいてよかったと思える街づ

くりを目指した施策に重きを置き、限られた財源の中、より効果的な運営ができるよう努めてまいります。

冒頭、申し上げましたとおり、今年には市制施行20周年の節目の年に当たります。ぜひ、皆様のお知恵を拝借しながら、平成24年度が心に残るすばらしい年になるよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、各会計の予算の概要についてご説明いたします。

一般会計につきましては、予算額は193億8千万円で、前年度と比較して3.4パーセント、6億4千万円の増でございます。

国民健康保険特別会計につきましては、予算額は88億8千291万3千円で、前年度と比較して10パーセント、8億662万8千円の増でございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額は3億7千43万1千円で、前年度と比較して9.7パーセント、3千272万4千円の増でございます。

介護保険特別会計につきましては、予算額は31億5千362万1千円で、前年度と比較して0.05パーセント、153万5千円の増でございます。

学校給食センター事業特別会計につきましては、予算額は6億8千546万7千円で、前年度と比較して2.2パーセント、1千535万2千円の減でございます。

下水道事業特別会計につきましては、予算額は13億8千182万8千円で、前年度と比較して45.7パーセント、4億3千353万4千円の増でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出では、収入予算額は10億6千257万9千円で、前年度と比較して0.9パーセント、915万円の減、支出予算額は10億6千215万2千円で、前年度と比較して0.5パーセント、550万9千円の減、資本的収入及び支出では、収入予算額は7億7千436万1千円で、前年度と比較して12.9パーセント、8千836万2千円の増、支出予算額は9億9千701万7千円で、前年度と比較して13.9パーセント、1億2千199万6千円の増で、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億2千265万6千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

以上で、平成24年度予算についての概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、提案いたしました各議案について、ご説明いたします。

議案第1号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、市史編さん委員会委員について、委員の勤務状況を勘案して、年額報酬から日額報酬に改めること、及びスポーツ振興法が全部改正され、名称をスポーツ基本法として新たに制定されたことに伴い、スポーツ振興審議会等の名称が変更されたことから改正するものでございます。

議案第2号は、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成23年度までの時限措置として実施しておりました特別職等の給与の減額を平成24年度においても、その減額幅を拡大し、継続するため改

正するものでございます。

議案第3号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、本年4月から、臨時職員等の待遇改善と任用根拠を明確にするため、地方公務員法、労働基準法等の関係法令に基づき、臨時職員等の勤務条件等に関する必要な事項について規則を定めることといたしました。この規則を整備するにあたり、条例から委任する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。また、平成18年度から実施しております給与構造改革に伴う経過措置について、昨年的人事院勧告において廃止の方針が出されたことから、本市においても人事院勧告の内容に沿って経過措置を廃止するため、あわせて改正するものでございます。

議案第4号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、本市の厳しい財政状況から、一般職の職員の管理職手当について、平成24年度においても20パーセントの削減を継続するものでございます。

議案第5号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法が改正されたことに伴い、本市税条例の関連部分について改正するものでございます。主な改正内容は、たばこ税の税率の引き上げ、個人市民税均等割の税率の引き上げ等でございます。

議案第6号は、八街市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは、現在において庁舎の建設予定がなく、また、基金にかかる資金を有効活用するため、当該基金を廃止するものでございます。

議案第7号は、八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革一括法の成立に伴い、社会教育法が改正され、公民館運営審議会委員の委嘱基準が条例に委任されたことから、条例中に委嘱すべきものを明記するものでございます。

議案第8号は、八街市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、議案第7号と同様、地域主権改革一括法の成立に伴い、図書館法が改正され図書館協議会の委員の任命基準が条例に委任されたことから、条例中に任命すべきものを明記するものでございます。

議案第9号は、スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、スポーツ振興法が全部改正され、名称をスポーツ基本法として新たに制定されたことに伴い、法律改正に準じて本市の条例を改正するものでございます。

議案第10号は、八街市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、従来、本市マザーズホーム設置の法的根拠は、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として位置付けられておりましたが、法改

正に伴い18歳未満の障害児施設については、児童福祉法に根拠規定が一本化されることとなりました。このことから、条例中の関連部分を改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、現在、管理運営している本市児童クラブのうち、八街児童クラブ及び朝陽クラブについては、施設を2棟で開設していることから、おのおの棟ごとに児童クラブを分離することにより、適正な管理を図ろうとするものでございます。なお、朝陽児童クラブにおいては、待機児童の解消を図るため、本年7月に1棟の増設を予定していることから、あわせて条例を改正するものでございます。

議案第12号は、八街市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、本市の高齢化の進展や財政状況等を総合的に勘案し、88歳以上の高齢者の祝金を減額するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本市の国保会計収支は、高齢者の増加や医療の高度化により医療費は年々増加している一方、保険税の調定額に関しては低所得者や無職者の増加により減少傾向にあります。このことから平成24年度においては、今以上に厳しい国保運営を強いられることが予測されるところです。現在の社会経済情勢から保険税率の改正は困難な状況でありますので、国民健康保険税課税限度額を法令の定めるところまで引き上げることにより、収入を確保し収支の不均衡是正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号は、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地域主権改革一括法の成立に伴い、公営住宅法が改正され、同居親族要件が廃止されたこと、及び入居収入基準が条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号は、八街市暴力団排除条例の制定についてでございます。本条例制定の趣旨は、社会全体が一体となって暴力団を排除し、市民の平穏な生活や事業活動の健全な推進を図ろうとするものでございます。暴力団排除条例の制定は全国的な流れであり、千葉県においては、昨年9月1日から施行され、県内の市町村でも一部では制定済みであり、その他の多くの団体においても条例制定に向けて作業中であるところでございます。暴力団の排除は、八街市民の安全・安心に関わるものであり、市民生活の安寧を図るために必要不可欠であることから、本市においても条例を制定するものでございます。

議案第16号は、八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成17年度及び平成22年度に事業計画認可を変更し、認可区域を拡大したことに伴い、拡大した区域についても、公共下水道の整備完了後、速やかに受益者負担金を賦課する必要があることから、当該認可区域の負担区と単位負担金額を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号は、八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてでございます。これは、地域主権改革一括法の成立に伴い、水道法が改正され水道技術管理者の資格基準等が条例に委任されたことから、条例中に明記するものでございます。

議案第18号は、平成23年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から1億7千951万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を190億9千149万5千円とするものでございます。歳入につきましては、市税3千万円、国庫支出金6千410万1千円、繰入金5千346万9千円、市債3千320万円を減額し、地方消費税交付金1千400万円、諸収入1千355万円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、保育園管理費1千243万円、各種予防費3千250万6千円、経営体育成対策事業費1千20万6千円、道路整備事業費1億4千万円、下水道事業特別会計繰出金2千649万4千円を減額し、国民健康保険特別会計繰出金1千414万4千円、防災行政無線親卓及び拡声子局設置工事1億1千404万5千円、佐倉市八街市酒々井町消防組合費2千515万5千円を増額するのが主なものでございます。

議案第19号は、平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に1億7千571万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を89億3千909万4千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金2千774万8千円、前期高齢者交付金9千807万1千円、一般会計繰入金1千414万4千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、一般被保険者療養給付費負担金1億4千213万4千円、退職被保険者等療養給付費負担金2千608万8千円を増額し、特定健康診査等事業費1千111万円を減額するのが主なものでございます。

議案第20号は、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に973万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億5千39万円とするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料633万6千円、繰入金339万4千円を増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金973万円を増額するものでございます。

議案第21号は、平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に501万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を33億8千69万4千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金496万2千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、介護保険システム改修に係る委託料255万2千円、介護給付費負担金等返還事務241万円を増額するのが主なものでございます。

議案第22号は、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から487万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億9千593万9千円とするものでございます。歳入につきましては、給食事業収入594万1千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、調理場給食事業費377万8千円を減額するのが主なものでございます。

議案第23号は、平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から2千698万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億1千984万8千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金2千649万4千円、諸収入350万1千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、公共下水道汚水整備事業費1千860万円、公共下水道雨水整備事業費940万円を減額するのが主なものでございます。

議案第24号は、平成23年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきまして、既定の予算から123万6千円を減額し、収益的収入予算の総額を10億7千854万2千円とするもので、県補助金の額の確定等により減額するものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算から900万6千円を減額し、収益的支出予算の総額を10億6千368万5千円とするもので、減価償却費362万2千円、支払利息717万9千円の減額が主なものでございます。資本的収入につきましては、既定の予算に271万9千円を増額し、資本的収入予算の総額を6億8千871万8千円とするもので、出資金134万円、工事負担金127万6千円を増額するのが主なものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算から968万3千円を減額し、資本的支出予算の総額を8億6千509万3千円とするもので、拡張整備費421万5千円、企業債償還金546万8千円を減額するものでございます。

議案第25号から議案第31号までは、平成24年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては、先ほどご説明いたしましたが、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明させます。

議案第32号は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から総合事務組合で共同処理する事務の追加依頼があったことから、総合事務組合規約の変更が必要となりました。総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算につきましてご説明いたします。

お手元に配付してございます「平成24年度八街市予算書」の5ページをごらん願います。ここでは、平成24年度八街市一般会計予算につきまして定めております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「193億8千万円」と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を6ページから11ページまでの「第1表歳入歳出予算」によるものとしております。

歳入歳出予算の総額を前年度と比較いたしますと6億4千万円、率にして3.4パーセン

トの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を12ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

次に、第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を13ページの「第3表地方債」によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額を20億円と定めるものでございます。

次に、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めてございます。

続いて、一般会計予算の主な内容についてご説明いたします。

6ページの「第1表歳入歳出予算」をごらん願います。

初めに、歳入予算について説明いたします。

1款市税の計上額につきましては、68億2千12万3千円で、歳入全体の35.1パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと2億1千163万円、3.0パーセントの減を見込んでおります。これにつきましては、固定資産税の評価替えに伴う家屋の減額分、1億9千307万5千円を見込んだことが主な要因でございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、2億700万円で、前年度と比較いたしますと、300万円、1.4パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては、1千900万円で、前年度と比較いたしますと、300万円、13.6パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金につきましては、1千500万円で、前年度と比較いたしますと、100万円、7.1パーセントの増となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、500万円で、前年度と比較いたしますと、20万円、4.2パーセントの増となっております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、6億3千500万円で、前年度と比較いたしますと、2千100万円、3.4パーセントの増となっております。

続きまして、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、1千300万円で、前年度と比較いたしますと、200万円、18.2パーセントの増となっております。

続きまして、7ページをごらん願います。

8款自動車取得税交付金でございますけれども、8千万円で、前年度と比較いたしますと、900万円、12.7パーセントの増となっております。

次に、9款地方特例交付金につきましては、3千万円で、前年度と比較いたしますと、1億500万円、77.8パーセントの減となっております。

これにつきましては、子ども手当の見直しに伴う、子ども手当特例交付金の廃止などの減

が主な要因でございます。

次に、10款地方交付税につきましては、38億1千万円で、歳入全体の19.6パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと1千万円、0.3パーセントの増となっております。これにつきましては、平成23年度の実績や国の平成24年度地方財政計画の伸び率等を踏まえ、特別交付税で1千万円の増を見込んだものでございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金につきましては900万円で、前年度と同額となっております。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、1億9千89万円で、前年度と比較いたしますと、665万7千円、3.4パーセントの減となっております。

次に、13款使用料及び手数料につきましては3億4千927万円で、前年度と比較いたしますと、6千640万9千円、23.5パーセントの増となっております。これにつきましては、上砂地区産業廃棄物撤去業務における産業廃棄物処理手数料の増が主な要因でございます。

次に、14款国庫支出金につきましては、29億7千781万5千円で、前年度と比較いたしますと4千45万5千円、1.4パーセントの増となっております。これにつきましては、社会保障関連による生活保護費や障害者自立支援給付費などの増加によるものが主な要因でございます。

続きまして、15款県支出金につきましては、13億402万円で、前年度と比較いたしますと、1億1千683万1千円、9.8パーセントの増となっております。これにつきましては、障害者自立支援給付費負担金や待機児童解消のため、私立保育園の開設に充てる安心子ども基金事業費補助金などの増が主な要因であります。

続きまして、8ページをごらん願います。

16款財産収入につきましては425万3千円で、前年度と比較いたしますと、96万2千円、18.4パーセントの減となっております。

次に、17款寄附金につきましては1千円で、前年度と比較いたしますと、3千円の減となっております。

次に、18款繰入金につきましては、9億2千413万1千円で、前年度と比較いたしますと、3億690万3千円、49.7パーセントの増となっております。これにつきましては、財政調整基金繰入金や用排水路建設改良基金繰入金の増額が主な要因でございます。

次に、19款繰越金は、前年度と同額の1億円としております。

続いて、20款諸収入につきましては、3億2千19万7千円で、前年度と比較いたしますと、9千635万4千円、43.0パーセントの増となっております。これにつきましては、上砂地区産業廃棄物撤去業務に充てる千葉県環境財団からの助成金の増が主な要因でございます。

続きまして、21款市債につきましては、15億6千630万円で、地方債依存度は、8.1パーセントとなっております。前年度と比較いたしますと、3億10万円、23.7パー

+

セントの増ということになっております。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業に伴う一般会計負担金、朝陽小学校改築事業、臨時財政対策債の増が主な要因でございます。

歳入予算の説明につきましては以上でございます。詳細につきましては、58ページから80ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、9ページをごらん願います。

歳出予算についてご説明いたします。

初めに、1款議会費につきましては、2億4千583万5千円で、前年度と比較いたしますと、177万3千円、0.7パーセントの減となっております。

次に、2款総務費につきましては、19億7千469万4千円で、前年度と比較しますと、3千749万7千円、1.9パーセントの減となっております。これにつきましては、前年度計上しておりました千葉県議会議員選挙及び八街市議会議員選挙などが終了したことによる減が主な要因でございます。

次に、3款民生費につきましては、76億4千646万2千円で、前年度と比較いたしますと、3億8千546万6千円、5.3パーセントの増となっております。これにつきましては、障害者自立支援給付事業費、生活保護費の増が主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては、22億8千852万1千円で、前年度と比較いたしますと、1億953万9千円、5.0パーセントの増となっております。これにつきましては、上砂地区産業廃棄物撤去業務、ごみ処理における焼却飛灰等処理業務や焼却灰収集運搬処理業務委託料の増が主な要因となっております。

続きまして、5款農林水産業費でございますが、2億5千755万7千円で、前年度と比較いたしますと、634万9千円、2.4パーセントの減となっております。

6款商工費につきましては、1億4千953万円で、前年度と比較いたしますと、1千621万2千円、9.8パーセントの減となっておりますが、これにつきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業で行ってございましたアンテナショップ事業による減が主な要因でございます。

続きまして、10ページをごらん願います。

7款土木費でございますが、12億6千106万9千円で、前年度と比較いたしますと、8千570万3千円、7.3パーセントの増となっております。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業に係る一般会計負担金の増が主な要因でございます。

次に、8款消防費につきましては、12億6千61万8千円で、前年度と比較いたしますと、448万1千円、0.4パーセントの減となっております。

続きまして、9款教育費につきましては、17億5千546万円で、前年度と比較いたしますと、9千733万5千円、5.9パーセントの増となっております。これにつきましては、朝陽小学校改築事業に係る実施設計業務の増が主な要因でございます。

10款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費として、前年度と同額の1千円を計上しております。

続きまして、11款公債費につきましては、25億1千804万8千円で、前年度と比較いたしますと、2千318万4千円、0.9パーセントの増となっております。

12款諸支出金につきましては、土地開発基金費として、4万円を計上しております、前年度と比較いたしますと、2万1千円の増となっております。

続きまして、11ページでございますが、13款予備費につきましては、2千216万5千円で、前年度と比較いたしますと、506万4千円の増となっております。

歳出予算の説明につきましては以上でございますが、詳細につきましては、後ほど81ページから276ページをご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、平成24年度八街市一般会計予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時02分)

○議長（鯨井眞佐子君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民部長（加藤多久美君）

それでは、議案第26号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の17ページをお開きください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億8千291万3千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、8億662万8千円、率にして10パーセントの増となります。

第2条では、一時借入金の限度額を15億円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、予算書の18、19ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税24億5千266万1千円につきましては、一般被保険者、退職被保険者等、それぞれの医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援分としての保険税であり、前年度と比較いたしますと、3千174万9千円、率にいたしまして1.3パーセントの減となります。

2款国庫支出金につきましては、27億1千18万7千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、2億2千749万8千円、率にして9.2パーセントの増となります。主なものは、療養給付費負担金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分及び高額医療費共同事業医療費拠出金に対する国の負担分で、歳出予算額が伸びたことに合わせ、増となったも

+

のでございます。

3款療養給付費交付金4億5千163万7千円につきましては、退職者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしましたものでございます。前年度と比較いたしますと、退職被保険者数が増加していることから、2億2千243万5千円、率にして97パーセントの大幅な増となっております。

4款前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じ納付金として徴収し、これを各保険者に分配するもので、11億9千777万6千円を見込みました。前年度と比較いたしますと、2億9千171万3千円、率にして32.2パーセントの増となっております。

5款県支出金5億4千582万5千円につきましては、高額医療費共同事業拠出金及び特定健康診査等に対する県の負担分と財政調整交付金でございます。前年度と比較しますと、6千19万5千円、率にして12.4パーセントの増となっております。これは、国庫支出金同様、歳出予算額が伸びたことに合わせ、増となっております。

6款共同事業交付金10億7千647万7千円につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金であり、前年度と比較しますと、2千129万2千円、率にして2パーセントの増となっております。

7款繰入金は、一般会計からの繰出基準に基づく保険基盤安定、出産育児一時金などの繰入金で、4億3千273万8千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、1千414万4千円、率にして3.4パーセントの増となっております。

8款の繰越金ですが、存目計上いたしました。

9款の諸収入につきましては、1千561万円を計上いたしました。主なものは、延滞金と雑入のうち、第三者行為による医療費納付金などでございます。

なお、詳細につきましては、295ページから300ページに記載のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、歳出でございますが、予算書の20、21ページをお開き願いたいと思います。

1款総務費は、4千429万円を計上いたしました。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収などに必要な諸経費でございます。

2款の保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費で、57億5千797万2千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、7億4千926万8千円、15パーセントの増となっております。主なものは、現物給付となる療養給付費、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などでございます。

また、出産育児諸費として年間160件分、葬祭諸費として年間146件分を見込み、計上いたしました。

3款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度への費用負担分として、13億4千307万4千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、1千261万8千円、率にして1パーセントの増となります。

次に、4款前期高齢者納付金等ですが、歳入で説明しましたとおり、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、調整分といたしまして、313万8千円を計上いたしました。

5款の老人保健拠出金につきましては、医療費及び事務費分として6万7千円を計上しております。

6款の介護納付金5億9千74万1千円につきましては、2号被保険者分で、その人数見込みと前々年度の確定値から算出した額でございます。前年度と比較いたしますと、2千156万8千円、率にして3.8パーセントの増となっております。

7款共同事業拠出金10億8千2万3千円につきましては、高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業の拠出金を計上いたしました。前年度と比較しますと、2千128万円、率にして2パーセントの増となっております。

8款保健事業費4千840万5千円につきましては、特定健康診査・保健指導に係る経費などで、新たに人間ドック助成事業の経費400万円を計上しております。前年度と比較しますと、142万9千円、率にして3パーセントの増となっております。

9款公債費300万円につきましては、一時借入金の利子を計上しております。

10款諸支出金につきましては、720万3千円を計上いたしました。主なものは、過年度分の保険税過誤納還付金などでございます。

11款予備費につきましては、500万円を計上いたしました。

なお詳細につきましては、301ページから312ページに記載のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。 +

続きまして、議案第27号、平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の25ページをお開きください。

本特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7千43万1千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、3千272万4千円、率にして9.7パーセントの増となっております。

続きまして、26ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率は均等割が1人当たり年額3万7千400円、所得割が7.29パーセントで試算した結果、2億7千898万7千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、2千465万7千円、率にして9.7パーセントの増となっております。

2款繰入金8千697万5千円は、一般管理費や賦課徴収費の事務費分としての事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする保険基盤安定繰入金を計上したものでございます。前年度と比較しますと、777万9千円、率にして9.8パーセントの増となっております。

3款繰越金は、200万円を計上いたしました。

4款諸収入246万9千円は、後期高齢者医療過年度還付金等を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、319パーセント、320ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出でございますが、27ページをごらんください。

1款総務費284万8千円につきましては、各申請書や決定通知等の郵送に係る経費及び保険料の賦課徴収に関する経費を計上いたしました。前年度と比較しますと、17万3千円、率にして5.7パーセントの減となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億6千508万2千円は、後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と保険料軽減分の基盤安定繰入金の合計額を計上しております。前年度と比較しますと、3千289万6千円、率にして9.9パーセントの増となります。

3款諸支出金は、保険料の過年度分還付金及び還付加算金として、150万1千円を計上しております。

4款予備費は100万円を計上しております。

なお、詳細につきましては、321、322ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第28号、平成24年度八街市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の31ページをお開きください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5千362万1千円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、153万5千円、率にして0.05パーセントの増となっております。

第2条では、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

1款保険料でございますが、7億2千661万9千円の計上で、前年度と比較しますと21.1パーセントの増となっております。これは、第5期介護保険事業計画を踏まえまして、保険料の改定及び第1号被保険者数の増加によるものでございます。

次に、2款分担金及び負担金でございますが、前年度と同額の94万3千円の計上で、地域支援事業に係る利用者の方の自己負担金でございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、6億4千79万9千円の計上で前年度と比較しまして、1.1パーセントの増となっております。これについては、介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金と地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金でございますが、8億9千296万2千円の計上で、前年度と比較しますと3.3パーセントの減となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、5款県支出金でございますが、4億6千444万2千円の計上で、前年度と比較しますと0.1パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する県の負担金及び地域支援事業に要する県からの交付金でございます。

次に、6款財産収入でございますが、介護給付費準備基金積立金利子1千円を存目計上したものでございます。

次に、7款繰入金でございますが、4億2千437万2千円の計上で、前年度と比較しますと19.9パーセントの減となっております。これは、介護給付費、事務費及び地域支援事業の市負担金が主なものでございます。

次に、8款諸収入でございますが、7万3千円の計上でございます。

次に、9款繰越金でございますが、341万円の計上でございます。

歳入予算の説明は以上でございます。詳細につきましては、327ページから331ページをご参照いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、34ページをお開きください。

歳出予算につきましてご説明いたします。

まず、1款総務費でございますが、3千225万6千円の計上で、前年度と比較しますと10.1パーセントの減となっております。これは、介護保険関係のパンフレット等の購入費、介護保険料賦課徴収事務に関する経費及び介護認定審査会の報酬等が主なものでございます。

2款保険給付費でございますが、30億7千266万8千円の計上で、前年度と比較しますと、0.03パーセントの増となっております。

まず、1項介護サービス等諸費26億7千740万2千円、及び2項介護予防サービス等諸費1億6千600万円の計上につきましては、要支援・要介護認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。

3項高額介護サービス等費7千121万4千円の計上につきましては、介護サービスに係る1割の自己負担が一定金額を超えたときに、超えた部分を支給する経費でございます。

4項高額医療合算介護サービス等費993万6千円の計上につきましては、各医療保険における世帯内で、1年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5項その他諸費332万7千円の計上につきましては、介護報酬等審査支払手数料でございます。

6項特定入所者介護サービス等費1億4千478万9千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対しまして、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。

次に、3款地域支援事業費でございますが、4千378万5千円の計上は、前年度と比較しますと2.8パーセントの増となっております。これは、要支援・要介護状態になることを予防する介護予防事業、高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業及び

+

家族支援などの任意事業に要する経費でございます。

1項介護予防事業費635万円の計上につきましては、生活機能評価、運動器、口腔器の機能向上、栄養状況の改善等の実施に要する経費でございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費3千743万5千円の計上につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス、福祉用具支給費等に要する経費でございます。

次に、4款基金積立金でございますが、1千円の計上で、介護給付費準備基金への積み立てでございます。

次に、5款諸支出金でございますが、391万1千円の計上で、前年度と比較しますと290.7パーセントの大幅な増となっております。その主な要因につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金に係る返還金241万円を計上したことによるものでございます。

次に、6款予備款でございますが、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

歳出予算の説明は以上でございます。詳細につきましては、332ページから341ページをご参照いただきたいと思います。

以上で、平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算、平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、平成24年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○教育次長（長谷川淳一君）

それでは、議案第29号、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の39ページをごらん願います。

ここでは、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計の予算について定めております。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8千546万7千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、40ページ、41ページの第1表歳入歳出予算によるものとしております。前年度と比較いたしますと、2.2パーセント、1千535万2千円の減でございます。

40ページの第1表をごらん願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款使用料及び手数料、本年度予算額6千円で前年度と同額でございます。これは敷地内に立っております電柱設置場所使用料でございます。

2款繰入金、本年度予算額3億3千766万4千円で、前年度と比較いたしますと、2.1パーセント、684万円の増となっております。歳入予算総額の49.3パーセントを占めておりまして、これは、一般会計からの繰入金でございます。

3款繰越金、本年度予算額150万円で、前年度と比較いたしますと50パーセント、150万円の減でございます。歳入予算総額の0.2パーセントを占めております。

4款諸収入、本年度予算額3億4千629万7千円で、前年度と比較いたしますと5.6

パーセント、2千69万2千円の減でございます。

歳入予算総額の50.5パーセントを占めております。これは、給食費収入が主なもので、減額の理由といたしましては、児童・生徒数の減少によるものでございます。

41ページをごらん願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、本年度予算額1億7千133万3千円で、前年度と比較いたしますと1.8パーセント、301万2千円の増でございます。歳出予算総額の25.0パーセントを占めておまして、一般、技能職員の人件費、調理場施設維持管理費が主なものでございます。

2款事業費、本年度予算額4億8千516万7千円で、前年度と比較いたしますと3.6パーセント、1千801万円の減でございます。歳出予算総額の70.8パーセントを占めております。これは、学校給食の賄材料費、第一調理場調理業務委託及び学校給食配送業務委託費のほか、給食調理業務に要する経費でございます。減額の主な理由といたしましては、児童・生徒数の減少による賄材料費の減でございます。

3款公債費、本年度予算額2千826万7千円で、0.2パーセント、5万4千円の減でございます。歳出予算総額の4.1パーセントを占めております。これは、第二調理場建設に伴う起債の償還金の元金及び利子でございます。

4款予備費、本年度予算額70万円で、前年度と比較いたしますと30パーセント、30万円の減でございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、349ページから356ページの歳入歳出予算事項別説明書をご参照願います。

以上で、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計予算の概要について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○建設部長（糸久博之君）

それでは、議案第30号、平成24年度八街市下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の45ページをごらん願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億8千182万8千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものとしております。前年度と比較しますと、45.7パーセント、4億3千353万4千円の増でございます。

第2条におきましては、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額、及び年割額は、第2表継続費によるものとしております。

第3条におきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為によるものとしております。

第4条におきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、第4表地

方債によるものとしております。

第5条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合についてを定めるものでございます。

続きまして、46ページ、47ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金につきましては、670万円の計上で、前年度と比較しますと2.9パーセント、20万円の減でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、2億4千618万9千円の計上で、歳入予算の17.8パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと2.0パーセント、490万円の減でございます。

1項使用料につきましては、2億4千601万4千円の計上で、前年度と比較いたしますと2.0パーセント、500万円の減でございます。

2項手数料におきましては、17万5千円の計上で、前年度と比較しますと133.3パーセント、10万円の増でございます。

3款国庫支出金につきましては、1億6千万円の計上で、歳入予算の11.6パーセントを占めております。前年度と比較しますと566.7パーセント、1億3千600万円の増でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業の事業着手に伴い、当該事業に係る国庫補助金を予算計上したことによるものでございます。

4款繰入金につきましては、1億9千124万8千円の計上で、歳入予算の13.8パーセントを占めております。前年度と比較しますと28.2パーセント、7千529万8千円の減でございます。

5款繰越金につきましては、1千万円の計上で、前年度と比較しますと50.0パーセント、1千万円の減でございます。

6款諸収入につきましては、1億9千859万1千円の計上で、前年度と比較いたしますと1千695.7パーセント、1億8千753万2千円の増でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業の事業着手に伴い、当該事業に係る一般会計負担金を予算計上したことによるものでございます。

1項延滞金加算金及び過料につきましては、前年度と同額の1万円の計上でございます。

2項雑入につきましては、1億9千858万1千円の計上で、前年度と比較しますと1千697.3パーセント、1億8千753万2千円の増でございます。

7款市債につきましては、5億6千910万円の計上で、地方債依存度は41.2パーセントでございます。前年度と比較しますと54.4パーセント、2億40万円の増でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業の事業着手に伴い、当該事業に係る財源の一部として、市債を予算計上したことによるものでございます。

なお、歳入予算の詳細につきましては、371ページから373ページまでに記載のとおりです。

続きまして、歳出をご説明いたします。

1 款下水道事業費につきましては、8 億 5 千 5 8 2 万 2 千円の計上で、歳出予算の 6 1. 9 パーセントを占めております。前年度と比較しますと 1 2 5. 3 パーセント、4 億 7 千 5 9 3 万 8 千円の増でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業の事業着手に伴い、その事業費を予算計上したことによるものでございます。

1 項総務管理費につきましては、1 億 4 千 5 2 3 万 3 千円の計上で、前年度と比較しますと 9. 6 パーセント、1 千 5 5 0 万 5 千円の減でございます。

2 項下水道建設費につきましては、7 億 1 千 5 8 万 9 千円の計上で、前年度と比較しますと 2 2 4. 3 パーセント、4 億 9 千 1 4 4 万 3 千円の増でございます。

2 款公債費につきましては、5 億 2 千 5 0 0 万 6 千円の計上で、歳出予算の 3 8. 0 パーセントを占めております。前年度と比較しますと 7. 5 パーセント、4 千 2 4 0 万 4 千円の減でございます。

3 款予備費につきましては、前年度と同額の 1 0 0 万円の計上でございます。

なお、歳出予算の詳細につきましては、3 7 4 ページから 3 8 1 ページまでに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、平成 2 4 年度八街市下水道事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水道課長（醍醐文一君）

それでは、議案第 3 1 号、平成 2 4 年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の 1 ページをお開きくださるようお願いいたします。

初めに、第 2 条、業務の予定量でございますが、年度末の給水件数を 1 万 4 千 1 0 戸、年間総配水量を 4 4 9 万 3 千 5 1 1 立方メートル、1 日平均配水量を 1 万 2 千 3 1 0 立方メートルと見込み、主な建設改良工事として、配水管更新工事及び第 2 配水場 2 系電気設備更新工事を予定するものでございます。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出と、第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、予算書の 5 ページをお開きいただきまして、その平成 2 4 年度八街市水道事業会計予算実施計画書により、ご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入では、第 1 款水道事業収益が 1 0 億 6 千 2 5 7 万 9 千円で、前年度と比較して、マイナス 9 1 5 万円、率にしまして 0. 9 パーセントの減となっております。このうち、第 1 項営業収益につきましては、8 億 5 千 3 9 5 万 9 千円で、前年度と比較して、プラス 1 3 5 万 8 千円、率にしまして 0. 1 パーセントの増であり、主なものは、1 目給水収益であります。

第 2 項営業外収益につきましては、2 億 8 6 2 万円で、前年度と比較しまして、マイナス 1 千 5 0 万 8 千円、率にして 4. 8 パーセントの減であり、主なものは、2 目他会計補助金、3 目県補助金、並びに 4 目給水申込負担金であります。

次に、支出では、第1款水道事業費用につきましては、10億6千215万2千円で、前年度と比較しまして、マイナス550万9千円、率にして0.5パーセントの減となっております。このうち、第1項営業費用につきましては、9億7千297万5千円で、前年度と比較して、マイナス376万7千円、率にして0.4パーセントの減であり、主なものは、1目原水及び浄水費で、主に印旛広域水道からの受水費であり、2目配水及び給水費は職員4名分の人件費、水道施設運転管理業務などの委託料であります。

4目総係費は、職員5名分の人件費及び水道料金徴収業務などの委託料等であり、5目減価償却費であります。

第2項営業外費用につきましては、8千817万7千円で、前年度と比較して、マイナス174万2千円で、率にして1.9パーセントの減であり、主なものは1目支払利息で、企業債の支払利息であります。

3項予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しております。

6ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、収入では、第1款資本的収入につきましては、7億7千436万1千円で、前年度と比較して、プラス8千836万2千円で、率にして12.9パーセントの増となっております。

内訳につきましては、施設の更新工事に係る財源として、1項企業債7億2千939万円、2項出資金4千297万1千円、及び3項負担金200万円を見込むものであります。

次に、支出では、第1款資本的支出につきましては、9億9千701万7千円で、前年度と比較して、プラス1億2千199万6千円、率にして13.9パーセントの増となっております。

内訳につきましては、1項建設改良費7億9千536万8千円で、その主なものは、2目施設費7億8千342万4千円で、第2配水場2系電気設備更新工事及び石綿セメント管の更新工事、並びに職員3名分の人件費であります。

次に、2項企業債償還金につきましては、2億164万9千円で、企業債の元金であります。

また、1ページに目にお戻りいただきまして、第4条の括弧書きですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2千265万6千円は、過年度分損益勘定留保資金等2億2千265万6千円で補てんするものであります。

2ページ目をお開きください。

第5条につきましては、管路近代化及び第2配水場2系電気設備更新工事に要する企業債について、目的、限度額等を定めるものであります。

第6条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を消費税納付額と定めたものであります。

第7条につきましては、議会の議決を得なければ流用できない経費として、職員給与費及び交際費を定めるものであります。

第8条につきましては、他会計補助金として、市営業対策補助金及び繰出基準に基づく水道広域化対策に要する経費等を8千970万7千円と定めるものであります。

第9条につきましては、棚卸資産の購入限度額を1千646万3千円と定めるものであります。

以上で、議案第31号、平成24年度八街市水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で説明が終わりました。

日程第4、休会の件を議題とします。

明日18日から21日までの4日間を休日及び議事都合のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

明日18日から21日までの4日間、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

2月22日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

2月28日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は2月23日、午後4時までに通告書を提出するようお願いいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時46分）

+

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程
議案第1号から議案第32号
提案理由の説明
4. 休会の件

-
- 議案第1号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第7号 八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八街市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八街市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 八街市暴力団排除条例の制定について
- 議案第16号 八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 平成23年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第19号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議案第21号 平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第24号 平成23年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第25号 平成24年度八街市一般会計予算について
- 議案第26号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 平成24年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第29号 平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
- 議案第30号 平成24年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成24年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第32号 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

+

+

+

+

+